

指標連動有価証券等組入型ETFの上場制度の見直しについて

2026年6月22日
株式会社東京証券取引所

I 趣旨

店頭デリバティブ取引又はリンク債を投資信託財産等に組み入れるETFは、海外の市場では盛んに取引が行われている一方で、2011年のそれらのETFにおけるリスクに関する国際的な問題提起を受け、当取引所では店頭デリバティブ取引への規制に関する国際的な議論が帰着するまでは新規上場の承認を見合わせることにし、店頭デリバティブ取引又はリンク債を活用したETFの新規上場はそれ以降ありませんでした。

そうしたETFの新規上場の見合わせ以降、投資信託における信用リスク集中回避のための投資制限や非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制の導入により店頭デリバティブ及びリンク債に関する規制が強化されたことを踏まえ、今般、指標連動有価証券等組入型ETFの上場制度について所要の見直しを行うことにより、店頭デリバティブ取引又はリンク債に投資するETFの新規上場を認めることとします。

本見直しにより、店頭デリバティブ取引又はリンク債特有のリスクを軽減したうえでそれらを活用するETFの新規上場が可能となり、より多様な投資戦略を実現するETFや新たな投資対象への投資機会を提供するETFが新たに上場し、東証ETF市場の国際競争力の成長及び投資者にとってより良い多様な商品の提供を目指します。

II 概要

項目	内容	備考
1. 定義	<ul style="list-style-type: none">投資信託等の受益証券等を通じて、特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券又は特定の指標に連動する投資成果を目的として締結された特定の者との契約に係る権利に投資を行うETFを対象に含めるため、指標連動有価証券等組入型ETFの定義を以下のとおり改めます。<ul style="list-style-type: none">特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券、特定の指標に連動する投資成果を目的として締結された特定の者との契約に係る権利又はそれらを投資信託財産等に組み入れた投資信託等の受益証券等を投資信託財産等に組み入れたETF	<ul style="list-style-type: none">投資信託等とは、投資信託及び外国投資信託並びに投資法人及び外国投資法人の総称をいいます。受益証券等とは、受益証券、投資証券及び外国投資証券の総称をいい、これらを受託有価証券とする金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券及び金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものを含まず。

項目	内容	備考
<p>2. 上場審査基準</p> <p>(1) 組入有価証券及び組入債権の別の資産への迅速な切り替え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内国指標連動型ETF、内国アクティブ運用型ETF、外国ETF及び外国ETF信託受益証券について、新規上場申請銘柄が指標連動有価証券等組入型ETFに該当する場合には、上場後継続的に運用が行われる見込みがあり、かつ、カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等が管理会社において適切に整備されていることを求める規定に加え、新たに以下を求めます。 <ul style="list-style-type: none"> - 組入有価証券及び組入債権を、別の資産へ迅速に切り替えを行う体制等が適切に整備されていること。 ・なお、新規上場申請銘柄が保有する投資信託等の受益証券等を通じて組入有価証券又は組入債権に投資する場合には、保有する投資信託等の管理会社において上記の体制等が整備されていることを確認していることを求めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンター・パーティーとは、組入有価証券（投資信託財産等に組み入れる特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券をいいます。）の発行者及び組入債権（投資信託財産等に組み入れる特定の指標に連動する投資成果を目的として締結された特定の者との契約に係る権利（金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引に係る権利又は投資信託法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権に限ります。）をいいます。）に係る契約の相手方（当該組入有価証券又は当該組入債権に係る保証者がある場合には、保証者）をいいます。 ・カウンター・パーティーの財務状況等の著しい悪化が明らかになった場合等に、保有する組入有価証券及び組入債権を、管理会社の定める選定基準を満たす別の発行者の発行する有価証券への投資又は別の相手方との契約に係る権利等の資産に迅速に切り替えを行うことで、組入有価証券及び組入債権の連動対象の指標との乖離を最小化する体制等について説明を求めます。新規上場申請銘柄が保有する投資信託等の受益証券等を通じて組入有価証券又は組入債権に投資する場合には、保有する投資信託等の管理会社における体制等についてどのように確認しているかの説明を求めます。 ・指標連動有価証券等組入型ETFに係る管理体制等に関する報告書において、組入有価証券及び組入債

項目	内 容	備 考
<p>(2) 非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内国指標連動型ETF、内国アクティブ運用型ETF、外国ETF及び外国ETF信託受益証券について、新規上場申請銘柄が指標連動有価証券等組入型ETFに該当する場合にあって、非清算店頭デリバティブ取引に係る権利を投資信託財産等に組み入れる場合には、(1)の基準に加え、金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の10、第21号の11その他関連する規定を踏まえ、非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢を整備することを求めます。 ・なお、新規上場申請銘柄が保有する投資信託等の受益証券等を通じて組入債権に投資する場合にあっては、保有する投資信託等の管理会社において上記の態勢が整備されていることを確認していることを求めます。 	<p>権の別の資産への迅速な切り替えを行う体制について説明を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標連動有価証券等組入型ETFに係る管理体制等に関する報告書において、非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢について説明を求めます。新規上場申請銘柄が保有する投資信託等の受益証券等を通じて組入債権に投資する場合にあっては、保有する投資信託等の管理会社における態勢についてどのように確認しているかの説明を求めます。 ・金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の10その他関連する規定に定める変動証拠金の預託等又は返還を求めることを要しない額として当事者があらかじめ定める額については、純資産額や原資産の取引状況に応じ適切な額を定めていると認められること等の観点についても審査を行います。 ・金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第13項各号に該当する取引の場合、非清算店頭デリバティブ取引の当初証拠金の適切な管理に係る態勢の整備は求めないこととします。
<p>(3) ポートフォリオ情報の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内国指標連動型ETF、外国ETF及び外国ETF信託受益証券について、新規上場申請銘柄が指標連動有価証券等組入型ETFに該当する場合にあっては、ETFの組入資産の明細として当取引所が定める事項が記載された情報（以下「ポートフォリオ情報」といいます。）が 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規上場申請銘柄に係る管理会社に対し、ポートフォリオ情報の提供を継続的に行う旨の確約書の提出を求めます。 ・ポートフォリオ情報の提供については、下記3.

項 目	内 容	備 考
(4) 投資制限	<p>日々売買立会開始前までに投資者へ継続的に提供される見込みがあることを求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 内国指標連動型ETF、内国アクティブ運用型ETF、外国ETF及び外国ETF信託受益証券について、新規上場申請銘柄が組入有価証券に投資する場合（保有する投資信託等の受益証券等を通じて組入有価証券に投資する場合も含む）にあつては、組入有価証券への実質投資割合の合計を信託財産の純資産総額の20%以下とすることを求めます。 外国ETF及び外国ETF信託受益証券について、新規上場申請銘柄が指標連動有価証券等組入型ETFに該当する場合にあつては、一般社団法人資産運用業協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の2の要件を満たす投資制限と同等の投資制限が設けられていることを求めます。 	<p>(2) をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請銘柄に係る管理会社に対し、組入有価証券への実質投資割合の合計を信託財産の純資産総額の20%以下とする旨の確約書の提出を求めます。
<p>3. 情報の開示等</p> <p>(1) 適時開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上場指標連動有価証券等組入型ETFである上場指標連動型ETFについて、以下の適時開示基準を設けます。 <ul style="list-style-type: none"> ポートフォリオ情報の提供方法の変更 ポートフォリオ情報の投資者への提供の停止 ポートフォリオ情報が投資者へ継続して提供されないおそれが生じた場合 上場指標連動有価証券等組入型ETFのうち組入有価証券に投資する場合（保有する投資信託等の受益証券等を通じて組入有価証券に投資する場合も含む）にあつては、以下の適時開示基準を設けます。 <ul style="list-style-type: none"> 組入有価証券への実質投資割合の合計が信託財産の純資産総額の2 	<ul style="list-style-type: none"> 内国アクティブ運用型ETFにおける適時開示基準と同様の基準を設けます。 本適時開示項目は、情報配信ベンダーとの委託契約が解除される見込みとなった場合やポートフォリオ情報の配信が停止した後翌日の配信についても再開する見通しが立っていない場合などを想定しています。

項 目	内 容	備 考
(2) 投資者への情報の提供	<p>0%を超える日が5営業日連続した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場指標連動有価証券等組入型ETFである上場指標連動型ETFについて、日々売買立会開始前までに確定したポートフォリオ情報を公衆による閲覧ができる方法により投資者に提供することを求めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内国アクティブ運用型ETFにおけるポートフォリオ情報と同様のポートフォリオ情報の提供を求めます。 <ul style="list-style-type: none"> - 当該ETFに関する次のaからdまでに掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> a 銘柄コード b 名称 c 保有する現金の量 d 受益権口数 - 当該ETFの組入資産に関する次のaからcまでに掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> a 名称又は銘柄コードその他の有価証券、デリバティブ取引に係る権利若しくは商品投資等取引に係る権利又は通貨の内容を特定できる情報 b 前aにより特定された各組入資産の数量又は金額 c aにより特定された各組入資産の単価
4. 行動規範	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場指標連動有価証券等組入型ETFに係る管理会社（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券にあっては、外国投資法人及び管理会社）は、当該ETFのカウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等の適切な整備に努めることを求める規定に加え、以下を求めます。 <ul style="list-style-type: none"> - 組入有価証券及び組入債権を別の資産へ迅速に切り替えを行う体 	

項 目	内 容	備 考
	<p>制等の整備に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の10、第21号の11その他の規定を踏まえ、非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢の整備に努めること。ただし、非清算店頭デリバティブ取引に係る権利を投資信託財産等に組み入れない場合はこの限りではありません。 	
5. 上場廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場指標連動有価証券等組入型ETFにあっては、以下の上場廃止基準を設けます。 <ul style="list-style-type: none"> - 組入有価証券及び組入債権を別の資産に迅速に切り替えを行う体制又は非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢が管理会社又は投資信託財産等に組み入れている投資信託等の管理会社において整備されなくなった場合。ただし、当該上場指標連動有価証券等組入型ETFの管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれる場合であって、かつ、当該他の管理会社において組入有価証券及び組入債権を別の資産に迅速に切り替えを行う体制及び非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢（非清算店頭デリバティブ取引に係る権利を投資信託財産等に組み入れない場合を除きます。）が整備されるとき又は当該投資信託等の受益証券等を速やかに別の資産への投資に切り替えるときは、この限りではありません。 ・ 上場指標連動有価証券等組入型ETFである上場指標連動型ETFにあっては、以下の上場廃止基準を設けます。 <ul style="list-style-type: none"> - ポートフォリオ情報が継続して1か月間投資者に提供されていない場合。ただし、天災地変等、管理会社の責めに帰すべからざる事由により、当該ポートフォリオ情報の提供が困難であると当取引所が認める場合を除きます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の基準により上場ETFに上場廃止のおそれがある場合には「監理銘柄」に、上場廃止となることが決定した場合には「整理銘柄」に指定することができるものとします。 ・ 内国アクティブ運用型ETFにおける上場廃止基準と同一の基準です。

項 目	内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場指標連動有価証券等組入型 E T F である外国 E T F 及び外国 E T F 信託受益証券については、以下の上場廃止基準を設けます。 <ul style="list-style-type: none"> - 一般社団法人資産運用業協会の定める投資信託等の運用に関する規則第 1 7 条の 2 の要件を満たす投資制限と同等の投資制限がなくなる場合。 ・ 上場指標連動有価証券等組入型 E T F のうち組入有価証券に投資する場合（保有する投資信託等の受益証券等を通じて組入有価証券に投資する場合も含む）にあつては、以下の上場廃止基準を設けます。 <ul style="list-style-type: none"> - 組入有価証券への実質投資割合の合計が信託財産の純資産総額の 2 0 % を超えることとなった日から 1 か月以内に 2 0 % 以下にならなかったとき。 	
6. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他所要の改正を行います。 	

Ⅲ 実施時期（予定）

- ・ 2 0 2 6 年 9 月を目途に実施します。
- ・ Ⅱ. 2. については、施行日以後に新規上場申請を行う E T F から適用します。

以 上